

平成21年11月4日
市民人権環境部人権推進室

人権ふれあいセンター施設等あり方に関する 課題提起説明

《課題提起》

施設の発展・展開に向けて

【人権ふれあいセンター施設等にどんな役割を与え、開かれた運営と事業展開をどう図り、そのための人権推進室の役割と組織体制はどうあるべきか】

1 課題整理の方法

【施設の役割】

【事業の目的】 → 【事業の内容】 → 【事業の評価・課題】 → 【事業のあり方】
→ 【人権推進室の役割や組織体制】

2 人権ふれあいセンターのあり方

(1) 隣保事業に関して

※「特別措置法以前」セツルメント事業

※「特別措置法」同和問題の解決に向けた地域のコミュニティセンター

※「特別措置法失効後」

【周辺地域を含め地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待される社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。】(国:人権教育・啓発に関する基本計画2002.3)

【施設の役割】

設置当初目的 「同和問題の解決に資する」

現在の設置目的 「基本的人権尊重の精神に基づき、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与するとともに、市民福祉の向上及び市民に対する人権啓発の推進並びに市民交流の促進を図る。」

【事業の内容】

生活上の各種相談事業や人権課題の解決のために各種事業を他部局とも連携をとりながら総合的に行っている。

【事業の評価・課題】

地域住民の生活改善や人権意識の向上に大きく寄与してきた。

しかし、昨今の経済情勢等から教育・就労・福祉・住宅に関する相談ニーズは高いが、相談されずに埋没している可能性がある、また人権啓発である講演会や交流事業に関しては、公民館や自治会等の実施する事業と重複していることもある。

設置した当初は地域の課題解決に資する施設であったものを「特別措置法失効後」は小・中学校区エリアに開かれた施設として位置付けているが、十分ではない。

(2) 地域福祉に関して

【施設の役割】

地域の助け合いによる福祉(地域福祉)ができるしくみをつくる計画である福知山市地域福祉計画(平成18年4月)の中で、取組の方向として次のように計画している。

第1章 地域福祉を担う人づくり

○人権意識の醸成

「人権ふれあいセンター機能の充実」人権問題の理解と認識を深め、差別のない心豊かな人づくりまちづくりを進めるため、住民交流施設としての人権ふれあいセンター機能の充実を図ります。

○ふれあい、支え合いの地域づくり

「既存資源の活用による地域拠点づくり」地域の自治会館や人権ふれあいセンター・社会福祉施設などをはじめ、地域のさまざまな資源(集会所・空き店舗・空き家等)を活用して、話し合いや情報交換、サロン活動のように誰もが気軽に交流が図れる地域交流の拠点づくりを進めます。

【事業の内容】

人権意識の醸成のために、交流施設として文化祭や人権講演会を開催するとともに、ふれあい、支え合いの地域づくりのために、地域福祉事業として、給食付きのデイサー

ビス事業を毎月一回実施し、また地区福祉推進協議会による相談窓口を施設内に設置している。

【事業の評価・課題】

地域住民の人権意識の醸成やふれあいづくりに大きく寄与してきた。

しかし、地域福祉を推進するための人権意識の醸成は人権問題に関する意識調査等の結果によりまだまだ取組が必要であり、また、ふれあい、支え合いの地域づくりに関しては、デイサービス事業が施設周辺の参加者に限定され、サロン活動を実施されている自治会等との連携に課題があるとともに、高齢者の見守り活動や障害のある人の日常生活支援などまだまだ地域福祉事業の枠は広い。

3 児童館のあり方

(1) 児童厚生施設に関して

※児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設として、次の事業を行うこととしている。

(1)健全な遊びと行事を通して、健康の増進と情操を豊かにすること(2)児童の知識の普及向上に関すること(3)その他児童の健全な育成を図るため市長が必要と認めること。

※福知山市の児童館にあつては、「特別措置法」により設置し、「特別措置法失効後」の現在の運営方針は【児童の心身の健全な発達を促すとともに、基本的人権尊重の精神に基づき、様々な事業を通じて、差別を見逃さず許さない児童づくりに努める。(児童館運営要綱 平成2年6月告示)】こととしている。

【施設の役割】

児童厚生施設として設置し、児童の健全育成と差別を見逃さず許さない児童づくりに努める。

【事業の内容】

児童福祉法第4条に規定するすべての子どもたちと児童福祉の増進のために使用を希望されるすべての人の利用できる施設で、自由来館としている。児童クラブを一時実施していたが、福祉保健部に所管替えを行い、のびのび放課後サポート事業で創作教室や人形劇などを行っている。また保育所や子育てサークル等と連携した子育て教室や児童館まつりを行うとともに、人権尊重と平和の大切さを学習機会も設けている。

【事業の評価と課題】

児童の健全育成と人権問題を解決する役割を担い大きく寄与してきた。

しかし、子どもたちをとりまく状況は、社会の変化に敏感で、家庭の教育力、経済力、

福祉力に影響し、大きく子どもたちの発達に影を落としているのが現状。教育、就労、福祉をトータルに踏まえ、NPO 等との連携を視野に入れた広がりのある事業化が求められ、子どもたち一人ひとりの課題と家庭の課題を整理していく必要がある。

もともと「特別措置法」にて設置した施設で、小学校区エリアに開かれた施設として位置付けてはいるが、施設周辺の子どもたちの利用となっているのが現状であり、学区内児童への広がりや児童館のない学区もあるといった課題がある。

(2) 子育て環境の整備に関して

【施設の役割】

「子どもと心通わせ 喜びあふれるまち」を目標に掲げた福知山市次世代育成支援行動計画(ホッと福知山 子育て夢プラン)(平成 19 年 3 月)の中で、具体的内容として次のように計画している。

○子どもたちの育ちを支える家庭と地域づくり

「子育て交流活動の促進とネットワーク化」子育て交流活動や子育てサークル活動等に対して、児童館・公民館など地域集会施設や図書館などの文教施設、空き店舗など既存施設の柔軟な活用による活動場所の提供拡大を図るとともに、学習会や研修会の開催、リーダー養成など活動展開に向けての支援を充実させます。

「子どもの居場所づくりの充実」子どもたちの地域の拠点である児童館(10 館)を子育て支援の場としてより一層活用するとともに、子どもの育成や交流の場として利用の促進を図ります。子育て講演会や各種教室の開催 等

【事業の内容】

子育て交流活動の促進のため、活動場所提供をはじめ、子育てサークル等と連携した子育て講演会や絵本の読み聞かせ、また保健指導を実施している。また子どもの遊びはづくりでは、自由来館で日常的に遊びを提供するとともに、児童館単独はもとより、10 館合同で三段池体育館において児童館まつり「やんちゃフェスタ」を行っている。

【事業の評価と課題】

子育て交流活動の促進、子どもの遊び場の提供に大きく寄与してきた。しかし、子どもたちの個別の課題をトータルに整理し、日常的に利用する子どもたちとの積み上げを大事にしながら、小学校区全体や全市的に広がりのある事業位置付けをしているが、十分ではない。このため、児童館単位に特色づくりを図り、遠くても行きたい、遊びたい、遊ばせたいといった事業展開が課題である。

また、男女共同参画の視点から働く女性の支援などの事業展開も課題である。